

# 消費者基本法

消費者保護のため国や地方公共団体、事業者らが果たすべき責務を規定した「消費者保護基本法(昭和43年制定)」が大幅に改正され、「消費者基本法」として平成16年に施行されました。

消費者基本法では、消費者の権利の尊重が基本理念として定められ、消費者政策は「保護」から「自立支援」へと大きく転換しました。

## < 基本理念 >

- ・消費者の権利の尊重
- ・自主的かつ合理的に行動できるよう消費者の自立の支援



## < 消費者の権利 >

- ・安全が確保される権利
- ・選択の機会が確保される権利
- ・必要な情報が提供される権利
- ・教育の機会が提供される権利
- ・意見が消費者政策に反映される権利
- ・被害が適切かつ迅速に救済される権利  
など



## < 事業者の責務 >

- ・消費者の安全及び公正な取引の確保
- ・消費者への明確で平易な情報の提供
- ・消費者の知識、経験及び財産の状況等への配慮
- ・苦情処理体制の整備等に努め、苦情の適切処理
- ・消費者政策への協力
- ・環境保全への配慮、品質等の向上、自主基準の作成等による消費者の信頼の確保の努力

## < 行政の責務 >

- ・消費者契約の適正化
- ・計量、規格、表示の適正化
- ・啓発活動及び教育の推進
- ・苦情処理や紛争解決の促進
- ・高度情報通信社会への的確な対応
- ・国際的な連携の確保
- ・環境保全への配慮  
など